鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領の制定について

19生産第9424号 平成20年3月31日 農林水産省生産局長

改正 平成21年3月31日

平成21年5月29日

平成21年7月 1日

最終改正 平成22年4月 1日

鳥獣被害防止総合対策交付金については、先に鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知)が定められたところであるが、その細部について、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領を別紙のとおり定めたので、御了知願いたい。

なお、貴管下都府県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領

第1 趣旨

鳥獣被害防止総合対策交付金による対策(以下「本対策」という。)の実施については、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)に定めるところによるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 事業別事項

1 鳥獸被害防止総合支援事業:別記1

2 技術指導者育成等事業:別記2

鳥獣被害防止総合支援事業

第1 事業の取組等

1 事業の取組

要綱別記1の鳥獣被害防止総合支援事業で取り組む事業の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)被害緊急対応型

鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するため、要綱別記1の第1の 1の被害防止計画の対象となっている市町村の区域(以下「市町村域」とい う。)において、捕獲等による個体数調整、侵入防止柵の設置等による被 害防除、緩衝帯の設置等による生息環境管理の被害防止の取組を総合的かつ 計画的に実施するものとする。

(2) 広域連携型

複数の市町村域を含む地域において、(1)と同様の被害防止対策を実施するものとする。

2 事業の目標

被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に関する目標とする。

3 事業実施主体

要綱別表第1の事業実施主体の欄の農林水産省生産局長(以下「生産局長」という。)が別に定める協議会等とは、推進事業にあっては、地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会(以下「協議会」という。)とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。

整備事業にあっては、協議会又はその構成員(試験研究機関を除く。)であって、かつ、代表者の定め並びに事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有しているものとする。

4 事業実施主体の範囲

3において定める協議会等の事業実施を行う地理的範囲は、鳥獣による被害の状況、鳥獣の行動範囲、地形等を考慮し、効果的かつ一体的な被害防止対策の実施が期待される地域であって、一又は複数の市町村を含む地域(都道府県をまたぐ場合を含む。)とするものとする。

5 費用対効果分析

要綱別表第1の採択要件の欄の4の「すべての効用によってすべての費用を 償うことが見込まれること」の判断に当たっては、整備する施設等の導入効果 について、「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施につ いて」(平成20年3月31日付け19生産第9426号農林水産省生産局長通知)によ

- り費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分に検討するものとする。
- 6 地域主体の鳥獣害防止対策

被害防止対策に効率的かつ効果的に取り組む観点から、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。)第4条に基づく被害防止計画の作成を推進するものとする。

なお、被害防止計画の作成に当たっては、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の作成の推進について」(平成20年2月21日付け19生産第8422号農林水産省生産局長通知)に留意するものとする。

7 周辺景観との調和

共同利用施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、 立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺 景観との調和が図られるよう十分配慮するものとする。

第2 事業の内容等

- 1 事業の内容(要綱別表第1関係)
- (1)事業内容欄の1の(1)の「推進体制の整備」については、協議会の開催等により事業の推進体制を整備し、次に掲げる事項について協議するものとする。
 - ア 鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況及び被害防止における課題
 - イ 事業の目標
 - ウ 被害防止計画及び事業実施計画の作成・見直し
 - エ 被害防止対策に係る関係機関の連携体制の構築
 - オ 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
 - カ その他必要な事項
- (2) 事業内容欄の1の(2)の「個体数調整」については、次に掲げる事項を 実施できるものとする。なお、個体数調整については、関係法令を遵守し、 安全を確保した上で実施するものとする。
 - ア 農林漁業者、農林水産業団体又は市町村の職員等を捕獲の担い手として 育成するための技能研修の実施及びこれらの者で構成される鳥獣の捕獲体 制の整備
 - イ 農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の生息状況調査、捕獲を行うため に必要な箱わな等の捕獲機材の整備による捕獲
 - ウ 安全で効果的に捕獲を行うための技術講習会等による捕獲の安全実施に 向けた技術の普及
 - エ 捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研修の実施並びに捕獲 された鳥獣の肉等を用いた商品の開発及び販売・流通経路の確立
- (3) 事業内容欄の1の(3)の「被害防除」については、次に掲げる事項を実施できるものとする。

- ア 犬を活用した追上げ・追払い、花火等を活用した追払い、忌避作物の導 入及び侵入防止柵・威嚇機材などの被害防止対策に必要な技術の実証
- イ 農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣による被害発生状況、地形、被害防止 施設の設置状況等に関する調査の実施
- ウ イの調査により明らかになった鳥獣の行動圏、被害防止対策が必要となる地域等に関する情報提供、被害防止対策の技術指導者等の育成研修会の 開催等による被害防止に関する知識の普及
- (4) 事業内容欄の1の(4)の「生息環境管理」については、牛の放牧等による農地等の周辺における緩衝帯の設置、放任果樹の除去、雑木林の刈払い等による里地里山の整備を実施できるものとする。
- (5)事業内容欄の2の(1)の「鳥獣害防止施設」については、地域における 農林水産業等に係る鳥獣被害を軽減するために必要な被害防止施設(受電施 設を除く。)及び被害を及ぼす鳥獣を捕獲するために必要な捕獲施設(被害 防止施設と一体的に整備するものに限る。)を整備するものとし、市町村域 を超えた広域的な整備計画との整合について配慮するものとする。
- (6) 事業内容欄の2の(2)の「処理加工施設」については、被害を及ぼす鳥獣の捕獲個体の処理加工施設(捕獲鳥獣を焼却するための施設を含む。)を整備するものとする。この場合、被害防止計画に定める地域において、農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の捕獲に関する計画と、その計画に即した捕獲活動を一体的に行うものとする。

2 事業の委託

事業実施主体は、要綱別表第1の事業内容の欄の1の推進事業のうち被害防止活動推進の一部を他のもの(鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有するものに限る。)に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

3 留意事項

事業実施主体は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にするとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー(農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録制度実施要領(平成18年3月29日付け17生産第8581号生産局長通知)第4の2に規定する農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーをいう。)その他の対象鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。

第3 交付率

- 1 要綱別表第1の交付率の欄の1の推進事業の生産局長が別に定める定額の限 度額は、次に掲げるとおりとする。
- (1)被害緊急対応型にあっては、1市町村当たり2,000千円以内とする。
- (2) 広域連携型にあっては、事業実施主体を構成する1市町村当たり2,200千

円以内とする。

ただし、複数の都道府県の区域に及ぶ広域事業計画の場合は、広域事業計画 に係る交付総額が、広域事業計画に係る市町村数に2,200千円を乗じて得た額 の範囲内であることとし、広域分割事業計画については、当該1市町村当たり 2,200千円以内の上限は適用しない。

2 要綱第3の2の(1)の地域提案に充てることができる事業費は、各都道府 県へ交付された整備事業の交付金総額の20%を上限とするものとする。各事業 実施主体(地域提案に係る事業実施主体を除く)の事業実施計画の変更 等や むを得ない事情が生じた場合には、この限りではない。

第4 事業の実施等の手続

- 1 事業実施計画の作成等
- (1)要綱別記1の第1の2の生産局長が別に定める事業実施計画は、別表1の 1に規定する事項を含めて作成するものとする。
- (2)要綱別記1の第1の3の生産局長が別に定める都道府県事業実施計画(以下「都道府県計画」という。)は、別記様式第6号により作成するものとする。
- (3)要綱別記1の第1の3の提出、同第1の4の生産局長が別に定める協議及び同第1の6の報告については、別記様式第1号により行うものとする。
- (4)整備事業に係る(1)及び(2)の作成に当たっての留意事項は別表2に 定めるところによるものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

要綱別記1の第1の6の生産局長が別に定める都道府県計画の重要な変更とは、事業実施主体ごとの事業の新設、中止若しくは廃止又は事業実施主体の変更とする。。

3 事業の着工

事業の着工(機械の発注を含む。)又は着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県知事の適正な指導を受けた上で、別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着工(着手)届を都道府県知事に提出するものとする。

4 管理運営

(1)管理運営

事業実施主体は、鳥獣被害防止総合支援事業により整備した施設等について、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

事業実施主体は、鳥獣被害防止総合支援事業により整備した施設の管理運営を直接行い難い場合、鳥獣被害防止総合支援事業の実施地域の団体であって、整備目的が確保される場合に限り、当該施設の管理運営を行わせることができるものとする。

(3) 指導監督

都道府県知事は鳥獣被害防止総合支援事業の適性な推進が図られるよう、 事業実施主体((2)により事業実施主体が団体に施設の管理運営を委託している場合にあっては、当該団体)に対し、施設の適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備並びに施設等の管理及び処分が適切に行われるよう、必要な指導及び監督を行うものとする。

5 事業名等の表示

事業実施主体は、鳥獣被害防止総合支援事業により整備した施設等に、事業 名を表示するものとする。

第5 事業実施状況の報告

- 1 要綱別記1の第5の1の生産局長が別に定める事業の実施状況の報告は、別表1の2に規定する事項を含めて作成するものとする。
- 2 要綱別記1の第5の3の生産局長が別に定める事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第2号により行うものとする。

第6 事業の評価

1 事業評価

- (1) 要綱別記1の第6の1の(1) の評価の報告は、別表1の3に規定する事項を含めて作成するものとする。
- (2)要綱別記1の第6の1の(2)に定める事業評価の報告は、被害防止計画の目標年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第3号により行うものとする。

2 改善計画

- (1)要綱別記1の第6の2の(1)の目標の達成状況が低調である場合とは、 被害防止計画目標の達成率が70%未満であるものとする。
- (2) 要綱別記1の第6の2の(1)及び(2)の改善計画の報告は、別記様式 第4号により行うものとする。この場合において、事業実施主体は、目標年 度を1年間延長し、再度、要綱別記1の第6の1の事業評価及び報告を行う ものとする。

第7 国の助成措置

国は、都道府県及び補助事業者に交付した交付金に不用額が生じることが明

らかになったときは、交付金の一部若しくは全部を減額すること、又は都道府 県知事に対し既に交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることが できるものとする。

別表 1

1 事業実施計画の作成

区 分	事業実施計画に記載すべき事項
推進事業	 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、目的 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携 事業実施体制 協議会の概要 事業に係る項目 推進体制の整備状況、個体数調整、被害防除及び生息環境管理ごとの取組内容(対象鳥獣、実施時期、事業内容)、負担区分
整備事業	1 事業実施主体等係る項目 事業実施主体名、構成市町村、目的 2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携 3 事業に係る項目 施設名、対象鳥獣、事業費、負担区分、受益戸数、受 益面積 4 施設の位置、施設の図面、設備の概要、規模の妥当 性、利用計画、維持管理及び費用対効果分析に関する 項目 5 地域指定に係る項目 過疎地域等の指定状況

2 事業実施状況の報告

区分	事業実施状況報告に記載すべき事項
推進事業	 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村 推進体制に係る項目 推進体制の整備状況 事業内容に係る項目 個体数調整、被害防除及び生息環境管理ごとの取組内 容(対象鳥獣、実施時期、事業内容)並びに事業費 被害防止計画に係る項目 被害軽減目標に関する事項
整備事業	1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村 2 推進体制に係る項目 推進体制の整備状況 3 事業内容に係る項目 施設の概要、事業費、維持管理状況 4 被害防止計画に係る項目 被害軽減目標に関する事項

3 事業評価の報告

区 分	事業評価報告に記載すべき事項
推進事業及び整備事業	1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村 2 実施時期に係る項目 3 事業内容等に係る項目 事業内容、事業量 4 管理に係る項目 管理主体者 5 利用に係る項目 供用開始時期、利用率 6 事業効果、評価に係る項目 事業効果、評価に係る項目 事業効果、評価に係る項目

別表 2 事業実施計画及び都道府県事業実施計画作成に当たっての留意事項 整備事業

事 項

- 1 既存の機械・施設(以下「施設等」という。)の利用状況、利用継続年数等を把握し調整していること。
- 2 施設等の稼働期間、処理量、作業効率等が妥当であること。
- 3 施設内の管理室、休憩室、分析室等の所要面積が、機能、利用計画等から見て妥当であること。
- 4 施設等の利用料金について、施設等の継続的活用を図りうるよう必要な資金の積立 に努めるとともに、償却費等に基づき適正に設定されていること。
- 5 施設等の規模、利用料金等について、受益農家に対し説明を行っていること。また、総会等で合意を得ていること。
- 6 投資効率(費用対効果)の算出プロセス、根拠が適切であること。また、投資効率 (費用対効果)が1.0以上であること。
- 7 国庫補助金が、対象となる交付率で正しく計算されていること。
- 8 奇抜なデザイン、必要以上の装備等により事業費が過大となっていないこと。
- 9 附帯施設について、不要なものがないこと。
- 10 古品及び古材の利用等事業費の低減に向けた取組が行われていること。
- 11 販売先との間で取引価格、取引数量、品質等についての合意が図られていること。
- 12 製品に関する需要の状況及び将来の見通しについて十分な事前調査が行われているとともに、施設の設置後も消費者ニーズの把握に努める体制が整備されていること。
- 13 需要に即した製品を安定的に供給するための加工技術の確立及び習得に対する十分な取組がされていること。
- 14 適正な収支計画となっていること(収支については、施設の維持・運営に必要な経費が適切に計上されていること。また、販売価格については、市場価格や支出等を勘案した適正な水準に設定されていること。)
- 15 管理運営規程等により施設等が将来にわたり適正に管理運営ができる体制となっていること。
- 16 被害防止施設、処理加工施設又は地域提案による施設を建設するに当たり周辺住民等との合意が形成されていること。
- 17 処理加工施設を建設する場合は、被害を及ぼす鳥獣の捕獲計画が作成され、その計画に即した捕獲活動ができる体制となっていること。
- 18 捕獲した鳥獣の肉の処理加工施設を建設する場合は、食品衛生法等関係法令を遵守し、適正に運営できる体制となっていること。
- 19 用地が確保されていること。農地法及び農業振興地域の整備に関する法律に定める 基準等を満たしている又は許可等の見込みがあること。
- 20 施行方法の選択が適切にされていること。
- 21 入札の方法に関する知識を有していること。
- 22 地元関係者との合意形成が図られていること。
- 23 その他法律に定める基準等が満たされていること。

番 号 年 月 日

○○農政局長 殿 (北海道にあっては農林水産省生産局長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

○○県(都道府)知事

氏名 印

平成〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止総合支援事業)の 地域提案の協議(都道府県事業計画の提出(変更))について

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知)別記1の第1の4(別記1の第1の3又は別記1の第1の6)の規定に基づき、関係書類を添えて協議(提出又は報告)する。

- (注) 1 関係書類として、別記様式6号の都道府県計画を添付すること。
 - 2 地域提案に係る協議又は報告がある場合には、当該事業実施計画を添付すること。
 - 3 変更する場合は、当該計画書において、変更前と変更が比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別記様式第2号(別記1の第5関係)

鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止総合支援事業)の事業実施状況報告 (平成○○年度)

> 番 号 年 月 日

○○農政局長 殿 (北海道にあっては農林水産省生産局長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

○○県(都道府)知事

氏名 印

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9423号農林 水産事務次官依命通知)別記1の第5の3の規定により、別添のとおり報告する。

(注) 別記様式7号を添付する。

別記様式第3号(別記1の第6の1関係)

鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止総合支援事業)の評価報告(平成○○年度)

番 号 年 月 日

○○農政局長 殿 (北海道にあっては農林水産省生産局長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

○○県(都道府)知事

氏名 印

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9423号農林 水産事務次官依命通知)別記1の第6の1の(2)の規定により、別添のとおり報告 する。

(注) 別記様式8号を添付する。

番 号 年 月 日

○○農政局長 殿 北海道にあっては農林水産省生産局長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 又は ○○県(都道府)知事 殿

> ○○県(都道府)知事 氏名 印 又は 所在地 団体名 (協議会名) 代表者 役職 氏名 印

平成〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止総合支援事業)で取得 又は効用の増加した施設等の利用に関する改善計画について

平成〇〇年度において鳥獣被害防止総合対策交付金で取得又は効用が増加した施設等について、当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 施設等の利用の実績及び改善計画 (改善計画は、3か年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、要領 に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

4 改善方策

(要領に定める事業実施状況報告書の事業効果及び改善方策の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5 改善計画を実施するための推進体制

		事業実施	亜後の状況	7			改善計画	i i		
区 分	指標	目標	計画策	1年目	2年目	3年目	改善計	1年目	2年目	3年目
			定時				画策定			
		(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)
施設等	利用量									
	(km、ha 等)									
	利用率									
	(%)									
	収支差									
	(千円)									
	収支率									
	(%)									
	累積赤字									
	(千円)									

- (注) 1 利用率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。
 - 2 収支率は、収入/支出×100とする
 - 3 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。
 - 4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

番 号 年 月 日

○○県(都道府)知事 殿

所在地

団体名(協議会名)代表者役職氏名印

平成〇〇年度鳥獣害被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止総合支援事業)の 交付決定前着工(着手)届

平成〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着工(着手)することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費
- 3 着工(着手)予定年月日
- 4 竣工予定年月日
- 5 交付決定前着工(着手)を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない 場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着工・着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。
- 4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

別記様式第6号(別記1の第4の1関係)

〇〇県(都府道)計画(又は実績)

I 事業内容

-	ナネビ
1	事業書等

一 尹未貝。	守				
事業費(要	要望額)	円(うち交付金	円)		
	うち地域提案メニュー分	円(うち交付金		円)	

都道府県名	〇〇県(都道府)
事業実施年度	平成〇〇年度

管内市町村数
被害防止計画策定数(協議中含む)

2 農林水産業等に係る鳥獣被害の現状と課題

(事業計画地区等における現状と課題について、数値等も用いて具体的に記述すること。)

3 課題を解決するための対応方針(上記の課題に対応させて記述すること。)

(上記の課題に対応するための都道府県としての方針を記述すること。)

4 県(都道府)の目標

(上記方針に従って、具体的な目標を記述すること。)

5 地域提案メニューの内容

(地域提案の背景、狙い及び具体的な内容等を記述すること。)

(事業概要)

1事業実施主体等 2 事業計画の無面

3	被害防止計画の概要	
---	-----------	--

一学木	大心.	<u> </u>	₹			· #:	木川凹	UJ1WL3	Ζ																														3 711		<u> </u>	里りか	4女_					
											推	進事業																整備事業																				
事業家施		事業	8.2	 推進 	体制の整	E備	(2	個体数調	整			③被害	防除		4:	主息環境	竞管理	推進事	業合計①		①鳥獣書	字防止施設	Q.	_	会内加工	②4 処理施設	0.理加口	E施設 焼却処	理体部			③地:	核提案		整備	事業の会	521			被害の)軽減目料	標(被害防	j止計画σ	カ目標)				
事業実施 主体名 (参画協 議会名)	構成市 町村名	種類	計画の内容	実施内 容の概 要	事業費(国庫交付金	家鳥 宴! 歌	を内 の概 事業	数 国	康交 古金	象鳥	関節内 学の概 要	事業費	国庫交付金	対象鳥野	施内 の概 可 要	事業費 国庫交付金			対象鳥獣	実施内 容の概 要	事業費	国庫交付金		実施内 容の概 要		章交 全	実施内容の概要		国庫交付金	対象鳥獣	実施内 容の概 要	事業費	国庫交付金	Г		C18.00-00	指標の設定 面積目 標		対象鳥	現状値	の軽減目標 目標値 (00年度)	(備考)	対象鳥	現状値	の経滅目標 目標値 (f	(備考)	備考
					(円)	(円)		(P	9)	(円)			(円)	(円)			(円) (円)	(円)	(円)			(円)	(円)			(FI) (F	円)		(円)	(円)			(円)	(円)	(円)	(円)			ı l	ı !	(万円)	(00+8)	(96)	.)	(ha)	(OO+&) #3	(%)	
																																						-	П	\Box								
2+																																																
附帯事	務費																																							m				T				_
合	#																																						П	\Box								

- 注1: 事業の種類については、被害緊急対応型は1、広城連携型のうち同一県内の場合には2、広域連携型のうち複数の都道府県に跨る場合は3を、記入する。

- 事業の機能については、装電架会対応包は1、原域連形型のうち同一県内の場合には2、仮域連携型のうち模数の機能は3を、見入する。 事業計画の向別でいては、推進事業を是無事表が一体の合には1、指進事業の場合には2、長海事業の場合には2を、日本できる。 15法批定地域の有機の欄については、技事する地域指定がある場合は1、技事する地域形でと該事しない場合は2を、足入する。 1日指揮の記念中の場合の間については、技事する地域指定がある場合は1、独立する間に上配着する。 (集中の側の合計側には、仕入れに係る機長砂率は1回について、これを発側に一場合には「除収額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合に は活体なし、1年の税益が与かっては10年の場合には1分割組と大・七七記よする。 文件金文付決定的書工(番手)国けを受現した場合には、備考側の放当する側に着工(番手)の年月日を已載する。 複数の総裁例に1分46年以下の場合に対金税組と大・七日記よする。 を必要の総裁例に1分46年以下の場合に対金税組と大・七日記よする。 を必要の総裁例に1分46年以下の場合には、信号側の放当する側に着工(番手)の年月日を已載する。 複数の総裁例に1分46年以下の場合には、信号側の放当する側に着工(番手)の年月日を記載する場合になっていることである。 を必定が多年が開始がから支援を支持するほか、全体の手段を記載する。合は、10年の場合に対象がある場合に対象がある。

(事業の経費の配分)

(単位:円) 都道府県費 事業費 交付金 市町村費 その他 事業主体 推進交付金 整備交付金

(刊 市 尹 伤 其 /		(単位:円)
	事業費	交付金	取組内容
附带事務費			

- 注1: 取組内容については、生産局長が別に定める附帯事務費の使途基準により記載する 2: 取組内容については、内容、数量×単価、等を用いて記載すること。 3: 事業費の欄については、附帯事務費の総額を記載する。

Ⅱ 経費の配分及び負担区分

区分	総事業費 (A)+ (B)	事業に要する経費		負 担	区 分		
	$\begin{pmatrix} (D) \\ + (C) \\ \end{pmatrix}$	る 性 質 (又 は 要 し た 経 費) (A)+(B)	交 付 金 (A)	道府県費(B)	市町村費(C)	その他 (D)	備考
鳥 獣 被 害 防 止 総 合 対 推 進 交 付 金 鳥 獣 被 害 防 止 総 合 対 整 備 交 骨 附 帯 事 務 費	策	円	円	円	円	円	
合計							

Ⅲ 事業完了予定(又は完了) Ⅳ 収支予算(又は精算) (1) 収入の部 年 月 日

			本年度予算額(又は本年度	前年度予算額 (又は本年度	比較	増減	備考	
	<u>X</u>	分	精算額)	予算額)	増	減	// /5	
1 2 3	鳥獣被害防止総 鳥獣被害防止総 その他	合 対 策 推 進 交 付 金 合 対 策 整 備 交 付 金	円	円	円	円		
	合	計						

(2) 支出の部

	本年度予算額(又は本年度	前年度予算額 (又は本年度	比較	増減	備考
<u> </u>	精算額)	予算額)	増	減	
	円	円	円	円	

鳥獣被害防止総合対策推進交付金 鳥獣被害防止総合対策整備交付金 附帯事務費			
合 計			

注 区分欄には、必要に応じて積算内訳を記載する。

V 添付書類

交付申請及び実績報告の際には、都道府県の本交付金の交付に関する規定又は要綱を添付すること。

実績報告の際には、以下の資料を添付すること。1及び2の添付を原則とし、3については、1又は2との併用を可能とする。

- 1 整備事業にあっては、財産管理台帳の写し
- 2 推進事業にあっては、支払いごとの内訳を記載した帳簿等の写し
- 3 事業実績内訳明細書(別紙様式)

(別紙)

事業実績内訳明細書

事業種類(

交 付 先	事 業 費	1	負 担 区	分		
文刊元	(A) + (B) + (C) + (D)	交 付 金 (A)	道 府 県 費 (B)	市町村費(C)	その他 (D)	備 考
	円	円	円	円	円	
合 計						

- 注 1 本明細書は、事業実施主体から提出された実績報告書の内容・添付書類を基に記入すること。
 - 2 事業種類の()の欄は、推進事業、整備事業のいずれかを記入し、それぞれ別葉とすること。
 - 3 備考の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○円 うち国費○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額(「除税額○○円 うち国費○○円」)と記入すること。
 - 4 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

別記様式第7号(別記1の第5の2関係)

鳥獣被害防止総合支援事業の実施状況報告(平成〇〇年度報告)

1 事業費等(事業実施状況)

事業費		円(うち交付金	円)	都道府県名	〇〇県(都道府
	うち地域提案メニュー分	円(うち交付金	円)	事業実施年度	平成〇〇年度

都道府県名	〇〇県(都道府)
事業実施年度	平成〇〇年度

2 農林水産業等に係る鳥獣被害の現状、課題及び対応方針

(事業実施以前における事業計画地区等における現状、課題及び対応方針等を数値等も交えて具体的に記述すること。)

3 都道府県が行った事業促進の取組

(上記の課題等に対応させて記述すること。)

4 事業の実施状況の概要

(地域提案メニューを含め事業の実施状況を記述すること。)

5 事業の実施状況を踏まえた今後の方向

(事業の実施状況を踏まえ、効率的、効果的な被害防止のための誘導方向を記載する。)

(事業概要)

1事業実施主体等 2 事業実施の進捗状況

被害軽減目標(被害防止計画)

サ木:	大心工	14. A			木大	リピマノル	= 19 TV	<i></i>																													J 17X	ロ +エ <i>パ</i> グ	* D 17K	1100 0	別エロ	, IIII /			
		_							推進	- 業		_											-		整備事業			_							4										
***			①推進化	制の整備		(2)個は	数調整			③被害防除		(4)生息環境管	理	推進事業	合計	(①鳥獸害防止施	NO.		A -1-1-		(2)/0	理加工	E 192	ha am 14- 1		_	(3)#	域提案		整備	事業の1	計				被害の	控減日標	(被害防止	止計画の目	課)		Į.	
事業実施主 体名	事	業			_																援肉加	工処理施	10	_	焼却	処理施設	g .		_			(0)+(2)+(3))											.
(会開拉罐	構成市町村名	の 🚖	2 体内		-				9	2 施力		宝饰店	内 事業費			_				_				_				-	宝施点	3		- 1		5法指定	目標	指標の設定は	内容	被	害金額の	D軽減目標	1	被害面料	積の軽減目標	標	備考
(参画協議 会名)	M17770 H	類気	その響	東 国庫水	対象鳥	実施内容	事 東東 君	国康本	対象鳥	本条 本条	郡 国庫な	せ 突の罪	事 東京書	国庙交	車章器 国	康泰研	对象鳥	実施内容 事業	#B FE	対象	k鳥 実施内 の概	容事業	数 国康さ	対象	鳥実施内	容事	本 国庫本	tt 対象!!	島 突の地	1 東東県	き 国庫な	本章器	国康交		_			- 1	現件店	日播誌	(農事)	対象鳥 現状信	体 日煙体	(農本)	
24.117		-	要	事業 国庫交付 金	' 獸	の概要	3. 7. 34	付金	獣	要	*	要	* ***X	付金	***	*	獣	実施内容 の概要 事業	付付	* 8	大 の概	E	*	·13	鳥 実施内 の概要	4.7	*	獣	要	n 17. A. 34	付金	****	付金	有無	金額目	面積目 4	その他の日標	対象鳥	がい温	D 18 III	(Met 75)	排鳥 500	超 口标阻	(100 75 /	
			_	_						_	_	_		17.00		_				_			_				_								標	標の	の日標	獣	(〇〇年度)	(〇〇年度)	経滅座	獣	F度) (OO年度)	軽減率	
				円) (円)			(円)	(円)		(P	(円)		(円)	(円)	(円)	(円)		(円) (F	9)		(円)	(円)		(P	g) (E)			(円)	(円)	(円)	(円)						(EIII)		(04)	(4	ha) (ha)	(04)	
			_		_	_	0.0	0.77			, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	_	0.5	0.27	(17)	11.17					_	0.77				- "	, ,,,,,	_	_	0.0		0.0			_	-	_	_	(2313)	(2313)	(70)		ia/ (ria/	(70)	-
																																												1 1	
																																													_
																																												1 1	
						_													_				_			_														\rightarrow				\vdash	
																																												1 1	
			_	_	_		_	+			_	_		_		-			_		_	_	_	_	_	_			_	_	_	+				_	-		-	-			+-+	\vdash	_
81																																												1 1	
BU 400 - 40- 70-		<u> </u>						† 														 			<u> </u>	$\overline{}$			_	1									\rightarrow	一十		-	\rightarrow	$\overline{}$	_
附带事務	810						1	1																																					
合 計																																													
1 H																																													

- 注1: 事業の種類については、被害緊急対応型は1、広味連携型のうち同一県内の場合には2、広味連携型のうち複数の都道府県に跨る場合は3を、記入する。 2: 目標指標の設定内容の欄については、目標を設定している場合には、該当する欄に1と記載する。
- 5法指定地域の有無の欄については、該当する地域指定がある場合は1、どの地域指定にも該当しない場合は2を、記入する。

皂獣被害防止総合	支採事業の証価報名	±(巫成○○	(年 中 報 生

	〇〇県(都府道)
1 被害防止計画の作成数 特徴等	

- 2 事業効果の発現状況 地域の体制整備、被害防止効果、捕獲状況、人材育成状況、耕作放棄地の解消等様々な角度から記載する。
- 3 被害防止計画の目標達成状況 被害防止計画の目標の達成状況を記載する。
- 4 各事業実施地区における被害防止計画の達成状況

事業実施主体名											被害防止計画 <i>の</i>						
	対象地	実施年	対象馬	事業内容	事業量	管理主体	供用開 始	利用率•稼働率	尹未刈木		被害金額			披害面積		事業実施主体の評価	都道府県の評価
(協議会名)	230	反	一八				70	到一		目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率		

注:被害金額及び被害面積の目標欄については対象鳥獣及び目標値を記し、これに合わせて他の欄も記載する。

5 第三者の意見

コメント		

技術指導者育成等事業

第1 事業実施主体

要綱別表第2の事業実施主体の欄の生産局長が別に定める協議会とは、民間企業、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人及び独立行政法人で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。

また、事業実施主体は、生産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする

第2 事業の内容等

- 1 事業の内容
- (1) 被害対策技術指導者育成事業
 - ア 研修カリキュラムの作成

鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成する野生鳥獣被害防止マニュアル等を参照しつつ、サル等被害対策が困難な鳥獣の被害防止対策に係る知識及び技術を有する技術指導者(以下「技術指導者」という。)を計画的に育成するための研修カリキュラムを作成する。

イ 研修会の開催

アの研修カリキュラムに基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策に寄与する技術指導者を効率的に育成するため、概ね地方農政局単位で研修会を開催する。

ウ 事業実施体制の検討

ア及びイを円滑かつ効率的に実施するために、鳥獣の生態、行動特性等に関する専門的知識を有する者、鳥獣による農作物等の被害防止に関する知識及び経験を有する者等で構成される委員会を設置し、次に掲げる事項について検討する。

- (ア) 事業の目標
- (イ) 研修カリキュラムの作成
- (ウ) 研修会の開催計画の作成及び研修会の実施
- (エ) 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- (オ) その他必要な事項
- (2) 利活用技術指導者育成事業
 - ア 研修カリキュラムの作成

被害防止に関する実践技術の普及及び捕獲した鳥獣の有効活用に係る技術を普及するため、実践技術及び肉等の有効活用に係る知識及び技術を有する技術指導者(以下「技術指導者」という。)を計画的に育成するため

の研修カリキュラムを作成する。

イ 研修会の開催

アの研修カリキュラムに基づき、捕獲した鳥獣の有効活用に寄与する技術指導者を効率的に育成するため、概ね全国単位で研修会を開催する。

ウ 事業実施体制の検討

ア及びイを円滑かつ効率的に実施するために、被害防止に関する実践技術、捕獲した鳥獣の有効活用等に関する専門的知識及び経験を有する者等で構成される委員会を設置し、次に掲げる事項について検討する。

- (ア) 事業の目標
- (イ) 研修カリキュラムの作成
- (ウ) 研修会の開催計画の作成及び研修会の実施
- (エ) 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- (オ) その他必要な事項

(3) 捕獲鳥獣食肉利用促進事業

ア 衛生管理面の課題に関する調査

E型肝炎抗体保有や腸管出血性大腸菌など感染症等の実態調査を行うとともに、食肉処理加工施設を対象として、捕獲鳥獣の確保状況、捕獲・放血・解体・処理・保存の状況、衛生管理及び品質管理、施設管理等の実態調査を行う。

イ 安定供給面の課題に関する調査

処理加工施設における肉等の販売先、販売ルート、経営状況等の実態調査、食肉処理業・食肉販売業・食肉製品製造業を対象とした食肉取扱い意向等に関する意向調査、国内の食肉情報等の収集等を行う。

ウ 委員会の開催

ア及びイを円滑かつ効率的に実施するため、鳥獣の感染症等の安全性、 処理加工に関する技術に関する専門的知識を有する者、食肉処理・販売・ 製品製造のノウハウを有する者、被害防止に関する知識・経験を有する 者等で構成される委員会を開催し、次に掲げる事項について検討する。

- (ア) 事業の目標
- (イ) ア及びイの実態調査の内容・方法、取りまとめ方法等
- (ウ) イの意向調査の内容・方法、取りまとめ方法等
- (エ) エのマニュアルの作成・公表に関する事項

エ マニュアルの作成・公表

衛生管理面及び安定供給面の課題に関する調査・分析・結果を踏まえ、 捕獲した鳥獣を地域資源として捉え、安全性を確保しつつ有効活用して各 地域の活性化につなげるマニュアルを作成・公表する。

2 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他のもの(鳥獣の行動特性、被害防止対策、捕獲した鳥獣の有効活用に関する専門的技術、鳥獣の感染症等の検体分析、又は流

通販路に関する知見等を有するものに限る。)に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。事業実施主体は、事業の一部を他のものに請負施行することが合理的かつ効果的な業務について、業務を請負施行することができるものとする。

3 留意事項

事業実施主体は、技術指導者育成等事業を的確かつ効果的に実施するため、必要に応じて、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー(農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録制度実施要領(平成18年3月29日付け17生産第8581号農林水産省生産局長通知)第2に規定する農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーをいう。)の協力を得るものとする。

第3 交付額

要綱別表第2の交付率の欄の生産局長が別に定める定額の限度額は、以下のとおりとする。

- 1 被害対策技術指導者育成事業は、9,997千円以内とする。
- 2 利活用技術指導者育成事業は、9,620千円以内とする。
- 3 捕獲鳥獣食肉利用促進事業は、20,000千円以内とする。

第4 事業の実施等の手続

1 事業実施計画の作成

要綱別記2の第1の1の生産局長が別に定める事業実施計画の作成及び承認申請は、別記様式第1号によるものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

要綱別記2の第1の2の生産局長が別に定める事業実施計画の重要な変更とは、事業の中止又は廃止とする。

第5 事業実施状況の報告

要綱別記2の第5の事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の6月末までに、別記様式第2号により生産局長に対して、事業実施報状況告書を提出して行うものとする。

第6 事業の評価

要綱別記2の第6の事業の評価は、事業実施主体が事業実施年度の翌年度において自ら評価を行い、その結果を生産局長に報告するものとする。

生産局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、内容を評価し、必要に応じて、事業実施主体を指導するものとする。

番 号 年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地

団体名

代表者 役職 氏名 印

平成〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金(技術指導者育成等事業)の実施計画の(変更)承認申請について

平成〇〇年度において、鳥獣被害防止総合対策交付金(被害対策技術指導者育成事業、利活用技術指導者育成事業、又は、捕獲鳥獣食肉利用促進事業)を実施したい(事業実施計画を変更したい)ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知)別記2の第1の1(別記2の第1の2)の規定に基づき、関係書類を提出する。

(注) 関係書類として、別添の技術指導者育成等事業(事業実施計画書)を添付すること。

○技術指導者育成等事業 (事業実施計画)

1 総括表

声 坐 夕	事業内容	事業内容 事業費	負担	供多	
事業名			国庫交付金	事業実施主体	備考
	(例) ①研修カリキュラム の作成 ②研修会の開催 ③実施体制の整備 ④衛生管理実態調査 ⑤安定供給実態調査 ⑥マニュアルの作成 ・公表	千円	千円	千円	
	計				

注: 事業名の欄には、被害対策技術指導者育成事業、利活用技術指導者育成事業又 は捕獲鳥獣食肉利用促進事業のいずれかの事業名を記載する。

3 事業の内容

2 事業の目的

(1) 実施体制の整備

ア 委員会の概要

委員会の名称	委員の氏名	所属・専門分野	役割分担内容	備	考

(注)委員会の設置要領、関係機関との連携体制図を添付すること。

イ 委員会の開催計画(又は実績)

開催年月日	会議名	参加人数	内容	備	考

ウ 事業の成	え 果目標						
(2) 研修カリ	キュラムの概要						
(注)研修カリ	キュラム(案)	を添付するこ	と。				
(3) 研修会の	開催計画(又は	実績)					
開催年月日	開催場所	参加人数		研修内容	:	備	考
(4)捕獲鳥闦	大食肉利用関連調	查				<u> </u>	
調査時期	調査方法	調査対象		調査の内容	容	備	考
	アルの作成・公表 ミ成・公表の考え	方について記	載する	る。			
作成時期	規格・装丁	部数		配力	布方法		
経費の配分及び	ド 負担区分						
区	区 分 事業に要する経		圣費	負 担	区分	一備	考
		(又は要した約 (A) + (B)	圣費)	交付金 (A)	自己資金 (B)	<i>V</i> 113	
			円	円	1	円	

鳥獣被害防止総合対策推進交付金		
技術指導者育成等事業 ①被害対策技術指導者育成事業 ②利活用技術指導者育成事業 ③捕獲鳥獣食肉利用促進事業		
合 計		

- 5 事業完了予定(又は完了) 年 月 日
- 6 収支予算(又は精算)
 - (1) 収入の部

X		分	本年度予算額 (又は本年度			増減	備	考
		カ	精算額)	予算額)	増	減	1/用	与
1 2	鳥獣被害防止総合 自 己 資 金	分対策推進交付金	円	円	円	円		
	合	計						

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (又は本年度	前年度予算額 (又は本年度	比較増減		備	考
	精算額)	予算額)	増	減	1)H	75
鳥獣被害防止総合対策推進交付金	円	円	円	円		
技術指導者育成等事業 ①被害対策技術指導者育成事業 ②利活用技術指導者育成事業 ③捕獲鳥獣食肉利用促進事業						
合 計						

注 区分欄には、必要に応じて積算内訳を記載する。

7 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算(又は収支決算)
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第2号(別記2の第5関係)

鳥獣被害防止総合対策交付金(技術指導者育成等事業)の事業実施状況報告書 (平成○○年度)

> 番 号 年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地

団体名

代表者 役職 氏名 印

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9423号農林 水産事務次官依命通知)別記2の第5の規定により○○事業について別添のとおり報 告する。

- (注) 1 ○○事業については、被害対策技術指導者育成事業、利活用技術指導者育成事業又は捕獲鳥獣食肉利用促進事業のいずれかの事業名を記載するものとする。
 - 2 別添様式については、別記様式第1号に準ずるものとする。

附則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、従前の例によるものとする。